

# 一般質問



### ▲学校を中心に地域は一つ（東部コミセン運動会）

# 学校と地域の連携を

答弁 = 地域の協力で推進

答弁=松田教育長・林統括 報公開の方法は、

中学校給食は「学習指導要領」では、「特別活動」の中の学級活動として位置づけられ、生徒の心身の健全な発達に資することと、生涯にわたり健康で充実し

文部科学省が策定した「学校給食衛生管理の基準」に基づき選定しています。

## 中学校給食について

す。今育つている住民の皆さんの気運を大切にしたい。  
②学校行事は町広報に掲載しています。これからも地域との連携を強めるために学校行事などの情報公開を進めていきます。

校と地域が一体となって行  
える具体的な策に特効薬的  
なものはないと思します。  
弱者である子どもが安全  
だと云うことは、町が安全  
かという指標になります。  
安全な町づくりの結果が  
子どもの安全につながります。

# 岡田 千賀子

6月定例会にて、教育委員会で前向きに検討調査をすると表明されましたが、現在の状況は。



同田  
千賀子

# 一般質問

神戸新居浜 2006年(平成18年)7月24日 月曜日



▲平成18年7月24日神戸新聞記事より

# 戸籍電子化による問題点は

答弁 = 戸籍事務は「法定受託事務」

平成6年法務省令により戸籍の簡明化及び事務効率の向上のためコンピュータ導入が始まったが、戸籍の電子化による問題点は、電子化になる前に死亡した家族の名前が戸籍に記載されないことです。

それによつて、幼い子どもを亡くした親は戸籍から消えたわが子の記録を見て二度も喪失感を味わつています。

遺族の遺品である携帯電話の継続手続きの際や、相続手続きの時などにも、戸籍謄本が必要ですが、当然電子化以前に亡くなつた方は記載されていません。

①国会の「内閣特別委員会」でもこの問題が取り上げられ、「法律上は名前を残しても良いのでは」との質問に対して、法務省は「市町

村の判断だ。違法ではない」との見解を示したことを、どのように受け止めていたのか。

②平成改製原戸籍と電子化の戸籍と二種類になり、二度手間になってしまいか。

③全国連合戸籍事務協議会において、この問題は協議されたのか。

④戸籍電子化の広報はどのようにしたのか。

⑤地方自治法第10条第2項に「住民は法律の定めるところにより、その属する普通地方公共団体の役務の提供を等しく受ける権利を有し、その負担を分担する義務を担う」とあるが、反してないか。

きる規定ですが、全国統一  
じふういとを継続していく  
のが相当ではないかと考え  
ています。



渡辺文子